2　廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　液体状の放射性廃棄物又はイオン交換樹脂、焼却灰、フィルタスラッジその他の粉状若しくは粒状の放射性廃棄物若しくはこれらを成型した放射性廃棄物にあつては、容器に固型化してあること。

二　固体状の放射性廃棄物（前号に掲げるものを除く。）にあつては、容器に封入し、又は固型化してあること。

三　放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

四　［略］

五　廃棄物埋設地に定置するまでの間に、廃棄体に含まれる物質により健全性を損なうおそれがないものであること。

六　埋設の終了までの間において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

［号を削る。］

七　廃棄物埋設地に定置するまでの間に想定される最大の高さからの落下による衝撃により飛散又は漏えいする放射性物質の量が極めて少ないこと。

八　容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号の表示その他の措置が講じられていること。

九　前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

3　コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

二　コンクリート等廃棄物に含まれる物質によつて廃棄物埋設地の安全機能を損なうおそれがないこと。

三　コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

四　前三号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。

（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書）

第八条の二　原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、埋設しようとする放射性廃棄物等が前条第一項の技術上の基準に適合することを確認する方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

（確認証の交付）

第九条　原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認をしたときは、確認証を交付する。

（合併及び分割の認可の申請）

第十条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

［2・3　略］

2　［同上］

一　放射線障害防止のため、放射性廃棄物を原子力規制委員会の定める方法により容器に封入し、又は容器に固型化してあること。

［号を加える。］

二　放射能濃度が申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

三　［同上］

四　廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質を含まないこと。

五　埋設された場合において受けるおそれのある荷重に耐える強度を有すること。

六　著しい破損がないこと。

［号を加える。］

七　容易に消えない方法により、廃棄体の表面の目につきやすい箇所に、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該廃棄体に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような整理番号を表示したものであること。

［号を加える。］

3　コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準については、前項第二号の規定を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

［号を加える。］

一　爆発性の物質を含まないこと。

二　当該コンクリート等廃棄物に関して前条第一項の申請書に記載された事項と照合できるような措置が講じられていること。

［号を加える。］

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書）

第八条の二　原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

（確認証の交付）

第九条　原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をしたときは、確認証を交付する。

（合併及び分割の認可の申請）

第十条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［2・3　同上］